

関東農政局事故米穀影響事業者緊急経営支援の円滑な実施のための第三者地方準備委員会（第1回）の概要について

関東農政局事故米穀影響事業者緊急経営支援の円滑な実施のための第三者地方準備委員会（第1回）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせします。

- 1 日 時
平成20年11月25日（火）13時30分～15時20分
- 2 場 所
さいたま新都心合同庁舎検査棟 共用会議室2
（さいたま市中央区新都心2-1）
- 3 出席者
（委員）小宮山委員、近藤委員、西村委員、畑中委員、深谷委員、宮委員、
山上委員、山中委員
（関東農政局）荒木局長、丸山次長、宮尾次長、剣持食糧調整課長ほか
- 4 議 題
座長選出、事故米穀影響事業者緊急経営支援事業の説明及び部会設置
- 5 会議経過
（1）関東農政局長の挨拶の後、関東農政局より本委員会の各委員（別添「委員名簿」）を紹介した。
（2）関東農政局より、本委員会の開催の趣旨について説明した後、別添「開催要領」の第4の規定に基づき、出席委員の推薦により、西村委員が座長に選出された。
（3）事故米穀影響事業者緊急経営支援事業の説明
関東農政局から、「事故米穀影響事業者緊急経営支援事業仮確認実施要領（案）」、「事故米穀影響事業者緊急経営支援事業交付申請に対する確認マニュアル」等について説明の後、各委員による意見交換が行われた。
委員からは、「確認に当たっては、公正、中立な立場から慎重に評価する必要がある。」等の意見が出された。
（4）関東農政局事故米穀影響事業者緊急経営支援の円滑な実施のための第三者地方準備委員会に設置する部会
2つの部会を設け、支援対象事業者からの仮申請に対する確認作業を行うこととされた。

関東農政局事故米穀影響事業者緊急経営支援の円滑な実施のための

第三者地方準備委員会

委員名簿

(敬称略、五十音順)

こしづ たかづみ
小澁 高 清

小澁公認会計士事務所(公認会計士、税理士)

こみやま すみえ
小宮山 澄 枝

小宮山澄枝法律事務所(弁護士)

こんどうみのる
近藤 稔

NPO法人 食の安全・安心支援機構(中小企業診断士)

にしむら かつひで
西村 勝 秀

西村勝秀公認会計士事務所(公認会計士)

はたなか てつまる
畑中 鐵 丸

弁護士法人 畑中鐵丸法律事務所(弁護士)

ふかや ゆたか
深谷 豊

株式会社ケイビイシイ(公認会計士)

みや ゆたか
宮 裕

あずさ監査法人(公認会計士)

やまがみ たかひろ
山上 隆 弘

NPO法人 たま産業支援センター(中小企業診断士)

やまなか いちろう
山中 一 郎

朝日税理士法人(公認会計士、税理士)

「事故米穀影響事業者緊急経営支援の円滑な実施のための第三者準備委員会」 開催要領

第1 趣旨

事故米穀影響事業者に対する緊急支援措置について、当該事業予算が成立した場合の支援措置を適正かつ効率的に実施するため、農林水産本省に「事故米穀影響事業者緊急経営支援の円滑な実施のための第三者中央準備委員会」（以下「中央委員会」という。）を、別表に掲げる地方農政局に「事故米穀影響事業者緊急経営支援の円滑な実施のための第三者地方準備委員会」（以下「地方委員会」という。）をそれぞれ設けることとする。

第2 主な検討事項

1 中央委員会

- (1) 事業者からの申請内容を確認するためのマニュアル(案)の検討
- (2) 地方委員会での確認結果に対する不服申立への対応
- (3) 地方委員会で判断のつかない個別事案の検討

2 地方委員会

事業者からの申請内容の確認

第3 構成

- 1 中央委員会は、公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士等の有識者5名以内で構成する。
- 2 地方委員会は、中央委員会と同様の有識者20名以内で構成する。
- 3 地方委員会は、5名以内の有識者で構成される部会を設け、部会において第2の2に掲げる事項を検討することができる。
- 4 中央委員会及び地方委員会（以下「委員会」という。）は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

第4 座長

- 1 委員会には、座長を置き、また必要に応じ座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選により選任し、座長代理は委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、委員会の議事を運営する。

第5 部会長

- 1 部会には、部会長を置き、また必要に応じ部会長代理を置く。
- 2 部会長は、当該部会に属する委員のうちから座長が指名する。
- 3 部会長は、部会の議事を運営する。

第6 運営

- 1 委員会の会議は、事業者の経営内容と直接関連する個人情報が含まれ、当該事業者の利益を害する恐れ等があるため、非公開とする。
- 2 委員会の議事の経過は、議事録に記載するものとする。
- 3 議事録は、事業者の経営内容と直接関連する個人情報が含まれ、当該事業者の利益を害する恐れ等があるため、非公開とする。
- 4 委員会の座長は、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席により開催する。
- 6 委員会は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。
- 7 委員会の委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。
- 8 委員及び委員会の庶務を司る職員は、委員会において知り得た情報を他へ漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前8項の規程は、部会に準用する。
- 10 部会において確認された事案については、地方委員会の座長との協議により、部会の議決をもって地方委員会の議決とすることができる。
- 11 中央委員会にかかる庶務は、関係各課の協力を得て総合食料局食品産業企画課において行う。
- 12 地方委員会にかかる庶務は、当該農政局の関係各課の協力を得て食糧部消費流通課において行う。

(別表)

地方準備委員会 を設置する地方 農政局	事業者が所在する地域
関東農政局	東北農政局及び関東農政局が管轄する都県並びに北海道
北陸農政局	北陸農政局が管轄する県
東海農政局	東海農政局が管轄する県
近畿農政局	近畿農政局が管轄する府県
中国四国農政局	中国四国農政局が管轄する県
九州農政局	九州農政局が管轄する県及び沖縄県